412202　木村　恭之
412204　岩本　拓馬
412206　児玉　陽太
412208　上田　教浩
412210　西田　慶
412212　岩佐　一樹
412214　羽鳥　亨
412216　濱砂　忍
412218　勝田　政文

○経済産業省告示第五十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十六年三月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

（変更前）

登録番号　氏名
401844　齋藤　久美

（変更後）

登録番号　氏名
401844　原田　久美

○経済産業省告示第五十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号　氏名
105848　文能　照之
212114　舩戸　文英
401033　中川　博道
401072　角　杉信
406052　柏木　祐輔
406239　花野　稔

○経済産業省告示第五十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年三月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

412203　岩橋　健治
412205　横尾　順平
412207　津田　淳
412209　村田　英嗣
412211　外山　優
412213　本田　豊輔
412215　植田　真哉
412217　森本久美子

登録番号　氏名
106322　岩田　憲治
300709　深谷　良治
401070　樋口　保隆
405307　市川　達也
406216　植村　知史

○経済産業省告示第五十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年三月二日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号　氏名
212621　野村　宜功
401782　松井　伸吾
401817　河野　良平
401838　松田　里絵
401859　武川　光城
401872　高木　春男
401876　細名　洋平
401904　藤原　貴也
401908　市村　順一
401925　水村しのぶ
401935　合澤　浩之
401944　徳田　太郎
401969　野口　創史
401978　嶋本　玄理
402002　藤原　武
402014　中川　孝博
402044　藤田　欣哉
402073　永峯　学
402105　瀧谷　真里
402113

○経済産業省告示第五十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年三月二日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号　氏名
406265　永井　朋裕
406273　清永　朋哲
406283　真殿　修治
406316　柴田　亮
406322　井上　達也
406338　松下　幸平

○国土交通省告示第三百六十八号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十一条第三項の規定に基づき、昭和六十二年運輸省告示第四十九号（標準運送約款（一般乗合旅客自動車運送事業に係るものに限る。）を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

登録番号　氏名
401758　峰　貴志
401786　荒川　剛
401838　大泉　浩一
401867　森　公一
401875　小澤　研吾
401900　高坂　一郎
401905　原田　弘子
401913　市原　伸一
401933　梅村　綾子
401940　角谷　透
401950　上田　孝一
401977　榊原　健男
401999　川瀬　栄
402011　石渡　琢朗
402025　岩瀬　克成
402062　谷岡　穣
402081　安田　裕美
402111　横山　和滋

一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款第十九条第二号中「（第36条第２項の規定による無効を除く。）」を削り、「とき」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同条に次の１号を加える。

(4)　第36条第１項の規定により払い戻し又は引換えが行われたとき

同約款第二十六条第１項第１号中「200円」を「210円」に、同条第２号中「500円」を「520円」に改める。

同約款第三十三条第１項中「500円」を「520円以内で当社が別に定める額」に改める。

同約款第三十四条中「500円」を「券面表示事項が不鮮明となった事由が旅客の故意又は過失によるものではなかった場合を除き、520円以内で当社が別に定める額」に改める。

同約款第三十五条及び第三十八条中「500円」を「520円以内で当社が別に定める額」に改める。

○福岡県公安委員会告示第八十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十五日

福岡県公安委員会委員長　瓦林達比古

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

指定の期限　平成二十六年三月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年六月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（浪川睦会）

変更前

指定の期限　平成二十六年三月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年六月二十六日まで

○佐賀県公安委員会告示第二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十五日

佐賀県公安委員会委員長　諸隈　博子

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

指定の期限　平成二十六年三月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年六月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号二に係る特定抗争指定暴力団等（浪川睦会）

変更前

指定の期限　平成二十六年三月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十六年六月二十六日まで

○長崎県公安委員会告示第十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十五日

長崎県公安委員会委員長　大井久美子